

(5) 伊方町

① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど 	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	教育委員会事務局 学校教育係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話：0894-38-2660	平日 8:30~17:15



相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関する事、子育てに関する事について	伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120	平日 8：30～17：15
	母子健康サポートセンター きらり 伊方町中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 866番地	電話：0894-38-1811	
	教育委員会事務局 学校教育係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話：0894-38-2660	
子どもの医療費に関する事 手当てや 助成について	伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1 (医療費、児童手当、 児童扶養手当等)	電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120	平日 8：30～17：15
	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1 (医療費、特別児童扶養 手当等)	電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120	
難病に関する事	八幡浜保健所健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号	電話： 0894-22-4111(代表) FAX： 0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp	平日 8：30～17：15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
発達障がいに関すること	伊方町中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 866番地	電話： 0894-38-1811	平日 8：30～17：15
	教育委員会事務局 学校教育係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1	電話： 0894-38-2660	

伊方町子育て応援サイト：各種相談窓口

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/14833.html>



② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスをご紹介します。
※各事業の日程は変更する場合があります。
広報、町ホームページにてご確認ください。

○伊方町子育て応援ガイドブック

……伊方町の子育てに関する情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成しました。子育て中の方だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんを対象とした祖父母版も作成しています。安心して子育てができるようにご活用ください。
冊子は、本庁保健福祉課、各支所地域住民係、中央保健センター（母子手帳交付・妊婦健診・健康相談時）で配布しています。



○伊方町子育て応援サイト

URL：<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/>



○妊娠がわかったら

……妊娠がわかり、産婦人科等で「妊娠届出書」の発行を受けたら、「母子健康手帳」の交付を受けましょう。健診や妊娠・出産についての相談など、お手伝いをしていきます。

名 称	内 容	対 象	場 所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師が状況をお伺いし、母子健康手帳や必要な受診券などを発行します。また、安心な出産や充実した子育ての準備に向けてのプランを一緒に作成します。	伊方町に住民登録のある妊婦	伊方町中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 866番地 電話：0894-38-1811 FAX：0894-38-0466
妊婦一般健康診査	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調に経過しているかどうかを確認するための健康診査です。母子健康手帳交付時に、費用の一部が助成される受診券を発行します。		
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行します。妊娠中に1回、無料で歯科健診を受けることができます。		
妊婦訪問相談	相談希望があれば、いつでも保健師・管理栄養士が訪問し、個別相談に応じます。来所・電話での相談も可能です。		

○月齢別の保健サービス

名 称	内 容	対 象	場 所	問い合わせ先
新生児聴覚検査	すべての新生児に対し、聴覚検査費用の一部を助成します。	新生児	出産した医療機関	伊方町中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦866番地 電話：0894-38-1811 FAX：0894-38-0466
赤ちゃん訪問	お子さんの健やかな成長や保護者のみなさまが安心して子育てにのぞめるよう、生後4か月以内の赤ちゃんのいるご家庭へ、家庭訪問いたします。	生後4か月以内	ご家庭	

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
乳児相談	・赤ちゃんにとって大切な時期の相談で、発育や発達を確認します。育児についての悩みや心配、分からないことなども気軽に相談しましょう。 ・計測、発達観察、問診、離乳食実習（予約制）、離乳食・育児相談	生後3か月～5か月	中央保健センター（年6回 偶数月）	伊方町 中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦866番地 電話： 0894-38-1811 FAX： 0894-38-0466
乳児一般健康診査（3～6か月）	県内の医療機関で受けることができます。母子健康手帳と受診票を持参しましょう	生後3か月～6か月	県内の医療機関	
離乳食実習	保健センターの栄養士が考案した離乳食メニューを一緒に作ります（予約制）。	生後4か月～5か月の お子さんと その保護者	中央保健センター	
歯みがき教室	伊方町では子どもの虫歯予防、歯周病予防を目的に、歯磨き習慣とブラッシング技術の向上を目指し、歯科衛生士と保健師が保育所で年1回歯みがき教室を実施しています。	就学前	保育所	
乳児一般健康診査（9～11か月）	県内の医療機関で受けることができます。母子健康手帳と受診票を持参しましょう。	生後9か月～11か月	県内の医療機関	
1歳6か月健康診査	計測、問診、発達観察、内科・歯科診察、歯科相談、生活・栄養相談を行います。	1歳6か月～1歳9か月	中央保健センター（年4回）	
3歳児健康診査	計測、問診、内科・歯科診察、歯科相談、生活・栄養相談を行います。	3歳～3歳3か月	中央保健センター（年4回）	
5歳児健康診査	計測、問診、専門医による診察、各種相談（歯科・栄養・育児・就学等）を行います。	4歳～5歳（当年度満5歳になる幼児）	—	

○産後ケア事業

……産後のお母さんの不安解消のために授乳指導や乳房ケア・赤ちゃんの発育、発達の相談など子育てに関するアドバイスを行います。利用には申請が必要です。

対象	伊方町に住民票があるまたは里帰り出産等により伊方町に在住し産後を過ごす、出産後1年以内のお母さんとそのお子さんで下記のいずれかに該当する方 (1) 体調に不安がある方・育児に不安がある方 (2) 母乳育児に不安がある方 (3) ご家族などから産後の支援が受けられない方		
内容	授乳指導や乳房ケア、気分の落ち込みや不安の相談、お母さんの休養、育児についての具体的な指導、赤ちゃんの発育・発達の相談、その他育児相談全般		
利用日数	1回のお産につき宿泊型・日帰り型・訪問型をあわせて7日まで		
対象医療機関	かわばた産婦人科	大洲市東大洲230番地2	電話：0893-23-1103
	よしもとレディースクリニック	大洲市東若宮14番地14	電話：0893-25-7780

■利用料や利用の流れ、利用可能な施設などはHPをご覧ください。

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/18127.html>



■お問合せ

伊方町中央保健センター

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦866番地

電話：0894-38-1811 FAX：0894-38-0466

○ベビーカー及びチャイルドシート購入補助

助成・給付	内容	対象	お問合せ
ベビーカー購入助成事業	登録取扱店での購入の場合は、上限15,000円(購入費用が3万円未満のものはその額の2分の1)。 登録取扱店以外での購入の場合は、上限10,000円(購入費用が2万円未満のものはその額の2分の1)。	満2歳未満までの未就学児童を養育している保護者	伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話：0894-38-1811 FAX：0894-38-1120
チャイルドシート購入補助金交付事業	乳幼児一人につき1台限り、購入費用の50%が補助されます。 町内業者から購入される場合は、限度額15,000円。 町外業者から購入される場合は、限度額10,000円。	町内に住所を有し6歳未満の子どもと同居し、同一生計の保護者	伊方町役場 総務課 危機管理係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話：0894-38-2655 FAX：0894-38-1373

○伊方町母子健康サポートセンターきらり

……保健センター内にある、妊娠・出産・子育てに関する総合的相談窓口です。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目指していきます。来所相談のほか電話相談、家庭訪問も行います。

名称	相談内容	時間	場所	連絡先
母子健康サポートセンターきらり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から乳幼児期の健康・発達・育児・食事などに関する相談に保健師、栄養士が応じています。 ・ 「不妊治療の助成について知りたい」 ・ 「初めての妊娠で不安。何をしたらいいの」 ・ 「育児で疲れてイライラする、気分が落ち込む」 ・ 「母乳や離乳食について聞きたい」 ・ 「発達のことか心配。接し方に悩んでいる」など 	月曜日から 金曜日 8:30 ～17:15	伊方町 中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡 伊方町湊浦 866番地	電話: 0894-38-1811

URL: <https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/14792.html>



○子育て相談窓口

名称	内容	詳細	お問合せ
のびのび子育て相談【相談】	お子さんの健やかな成長を支援するために専門スタッフが相談に応じ、毎日の暮らしの中でどのように子どもと接したらいいかを一緒に考え、具体的なアドバイスをします。	時間： 9:30～15:00 場所： 中央保健センター他 (予約制) 対象： 就学前のお子さん	伊方町 中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦866番地 電話： 0894-38-1811
すくすく広場【学び】	乳児・幼児を子育て中の保護者の方にご案内をします。親子関係を深め、お子さんの健やかな成長を促すための学びの場です。	場所： 中央保健センター等	FAX： 0894-38-0466

名称	内容	詳細	お問合せ
スマイルルーム 【交流】	日頃、家庭で育児をしている保護者のみなさまの負担を軽減することを目的に交流の場を開設します。親子で楽しい時間を過ごし、子育てに関する相談や情報交換の場としてご利用ください。	場所： 伊方町生涯学習センター3階 児遊館内 時間： 毎週月～金曜日 9:30～12:30	伊方町役場 保健福祉課 子ども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話：0894-38-1811 FAX：0894-38-1120

○児遊館

■伊方町立 児遊館

生涯学習センター3階にあります。子ども図書室（絵本、むかしばなし、図鑑、児童書など）、遊戯室（トランポリンあり）、お絵描きパソコンコーナーなどがあり、親子で楽しい時間を過ごせます。お気軽にご来館ください。

- ・ 利用時間：9:30～18:00
- ・ 休館日：月曜日・祝日、年末年始
- ・ 駐車場：生涯学習センター1階駐車場利用可 10台程度（無料）
- ・ 設 備：遊戯室、子ども図書館、集会室、学習室、授乳室 ※飲食スペースはありません
- ・ 住 所：〒796-0301西宇和郡伊方町湊浦1992番地
- ・ 電 話：0894-38-2668 FAX：0894-38-1188

●参考リンク集

愛媛子育て応援サイト きらきらナビ
<http://www.ehime-kirakira.com>



伊方町子育て応援サイト：各種相談窓口
<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/14833.html>





③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 15,000円/月（一律） ・ 3歳～小学生 10,000円/月 (第3歳以降は15,000円) ・ 中学生 10,000円/月（一律） <p>※所得制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生計中心者で、伊方町に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 ・ 児童の入所施設の設置者、里親 ・ 児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ） <p>※所得制限あり</p>	<p>伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係</p> <p>〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1</p> <p>電話： 0894-38-0217</p> <p>FAX： 0894-38-1120</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・ 2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・ 3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が離婚した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が重度の障がいの状態にある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手当	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度（1級障がい） 53,700円/月 ・ 中度（2級障がい） 35,760円/月 <p>※令和5年4月改定</p>	<p>①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること</p>	<p>伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係</p> <p>〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120</p>
	障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>15,220円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと</p>	
	特別障害者手当	<p>障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>27,980円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと</p>	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級 993,750円/年 + 子の加算 ・ 2級 795,000円/年 + 子の加算 	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>伊方町役場 町民課 住民生活係</p> <p>〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 (庁舎1階) 電話: 0894-38-2653 FAX: 0894-38-1120</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①伊方町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	<p>伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係</p> <p>〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話: 0894-38-0217 FAX: 0894-38-1120</p>



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	入院・通院にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。	0歳から中学校卒業までの保険適用の医療費が対象となります。各医療保険の一部負担金について、町が助成します。(高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額) ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	伊方町役場 保健福祉課 子ども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯(ただし、子どもが引き続いて学生の場合は、20歳以上でも可) ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児(1歳未満)に対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。 給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児(保護者が伊方町内に居住するもの)	

助成・給付	内容	対象	窓口
妊産婦医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	<p>妊娠の届出が受理された月の初日から出産（流産及び死産の場合を含む）した月の翌々月の末日までの保険適用の医療費が対象となります。</p> <p>各医療保険の一部負担金について町が助成します。（高額療養費、家族療養費付加給付金等、健康保険組合等の医療保険から支給されたものを除いた額）</p> <p>※健康保険の適用外の費用（入院中の食事代や個室代、健康診断、予防接種など）は支給対象になりません。</p>	<p>伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係</p> <p>〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120</p>
小児慢性特定疾病医療費助成	小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	<p>八幡浜保健所 健康増進課</p> <p>〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号 電話： 0894-22-4111 (代表)</p>
難病の医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	<p>指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方</p> <p>①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額(10割の額)が33,330円を超える月が年間3回以上ある方</p> <p>②伊方町内に住所を有している方</p> <p>③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者</p>	<p>FAX： 0894-22-0631</p> <p>E-mail： yaw-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp</p>

助成・給付	内容	対象	窓口
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	次のいずれかに該当する人です。 ・身体障害者手帳1級または2級に該当する人 ・療育手帳A級またはB(医)に該当する人	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいをおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③伊方町に住民登録があること ※所得制限等の要件あり	
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫）です。 ※所得制限等の要件あり	



●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
日常生活用具給付	障がいのある人や難病等の人がある在宅での日常生活をより円滑に行うため、日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	原則、在宅で生活する以下の方が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができない方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	



⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	伊方町 中央保健センター 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦866番地 電話:0894-38-1811 FAX:0894-38-0466

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	

*** 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照**

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

*愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照



● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて も高い人に、居宅介 護等複数のサービス を包括的に行います。	障害支援区分6であって、 次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、 寝たきり状態の筋ジストロ フィー患者等 ②障害支援区分の認定調査 項目のうち行動関連項目の 点数が、合計10点以上であ る方 ※障がい児も、区分6に相 当する心身の状態の方は利 用できる場合があります。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が 病気などの場合に、 短期間、夜間も含め 施設等で、入浴・排 せつ・食事の介護等 を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件 あり) ※障がい児も利用できる場 合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神 障がいにより自己判 断能力が制限されて いる人が行動する ときに、危険を回避 するために必要な支 援等を行います。	障害支援区分3以上で、行 動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場 合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、 移動に著しい困難を 有する人に対し、移 動に必要な情報の提 供、移動の援護等の 外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件 あり ※障がい児も利用できる場 合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	伊方町役場 保健福祉課 地域福祉係 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993番地1 電話： 0894-38-0217 FAX： 0894-38-1120
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴サービス	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）に対して、巡回訪問し、入浴を行います。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）	



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の高齢者の属する世帯等	〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1995番地1 伊方町中央公民館 5階 電話： 0894-38-2360 FAX： 0894-38-2363
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について



○保育所等の利用について

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	3～5歳	2号認定	伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係 〒796-0301 西宇和郡伊方町 湊浦1993番地1 電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120
		0～2歳	3号認定	

●一時預かり事業

……主に保育所などに通っていない児童で、保護者の仕事や病気などで一時的に保育が必要となった場合や育児疲れのリフレッシュを目的として、一時預かりを実施しています。

■利用対象者

- ・町内在住で保育所や幼稚園に通っていない就学前児童
- ・里帰り出産等のために一時的に町内に帰省している児童
- ・普通食が食べられて、1人で歩ける1歳以上児

保育施設名	電話	利用時間	利用料金（日額）
大浜保育所	0894-38-0126	保育所が開所している日で月～金曜日の8時～16時の間 *行事等で利用できない場合もあります。	1回につき1,500円
大久保育所	0894-53-0127		

※詳細については、各保育所及びこども・子育て政策係にお問い合わせください。

■利用上限

- ・利用理由が就労、通院等の場合は、1ヶ月に10日まで
- ・利用理由がリフレッシュ等の場合は、1ヶ月に5日まで

■利用方法

- 1.利用希望日の10日前までに利用申込書を保育所に提出して面談します。*面談は初回のみ。
- 2.役場から利用承諾のお知らせをします。
- 3.利用日に利用料をお支払いください。
 - ・準備物：タオル、着替え、ナイロン袋、紙オムツ(必要な場合)、食器類、おしぼり、昼寝用ふとん等 *準備物にはお名前の記入をお願いします。

■その他

- ・余裕活用型の一時預かりのため、入所人数や保育士の配置状況、行事等で希望日に利用できない場合がありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ先

伊方町役場 保健福祉課 こども・子育て政策係
〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
電話：0894-38-0217 FAX：0894-38-1120

⑦ 就学について

○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

■申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

■問い合わせ先

教育委員会 事務局 学校教育係

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 電話：0894-38-2660

●各種相談窓口

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/14833.html>



●就学时健康診断

……就学予定者に対して、10～11月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小中学校から各家庭に案内があります。

■問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育係

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 電話：0894-38-2660

●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 ＋通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

●特別支援学級または通級指導教室を設置している伊方町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
伊方小学校	西宇和郡伊方町湊浦933番地1	0894-38-0704	○	—
九町小学校	西宇和郡伊方町九町1-1712番地1	0894-39-0742	○	—
三机小学校	西宇和郡伊方町三机乙2515番地	0894-52-0025	—	—
大久小学校	西宇和郡伊方町大久1638番地	0894-53-0008	○	—
三崎小学校	西宇和郡伊方町三崎907番地	0894-54-0030	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/16518.html>



●特別支援学級または通級指導教室を設置している伊方町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
伊方中学校	西宇和郡伊方町湊浦803番地1	0894-38-0711	○	—
瀬戸中学校	西宇和郡伊方町三机乙3305番地1	0894-52-0029	○	—
三崎中学校	西宇和郡伊方町三崎908番地	0893-54-0033	—	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、学習障がい等があります。

<https://www.town.ikata.ehime.jp/site/kosodate/16518.html>

* 愛媛県内の特別支援学校については、P239参照

